

○藤沢市議会史編さん要綱

令和元年 9 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、藤沢市議会史（以下「議会史」という。）の編さんについて、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 議会史は、平成元年 4 月から平成 31 年 3 月までの市議会の活動を中心として市議会と市行政さらに市民との関係を公正かつ的確にとらえ、読みやすく親しみやすい議会史を編さんする。

(編さん委員会の設置)

第 3 条 議会史の編さんに関する基本的な事項を審議するため、藤沢市議会史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第 4 条 委員会の委員には、正・副議長及び議員 11 人をもってあてる。

(正・副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長の選出は、委員の互選による。

3 委員長は会議を総務する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は 1 年とし、第 4 条に定める委員の身分に異動を生じた場合は、後任者が新たに委員に就任するものとする。

(編集委員)

第 7 条 市議会史の執筆にあたる編集委員は、委員会に諮って定める。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、初年度の任期については、令和 2 年 5 月 20 日までとする。